国政選挙・地方選挙で，インターネットを使った選挙運動ができます！

※平成 25 年 5 月 26 日以後公示される国政選挙の公示日以降に公示・告示される国政選挙・地方選挙について可能になりました。

インターネット選挙運動の解禁によって，有権者もウェブサイト等を使った選挙運動が出来るようになります。

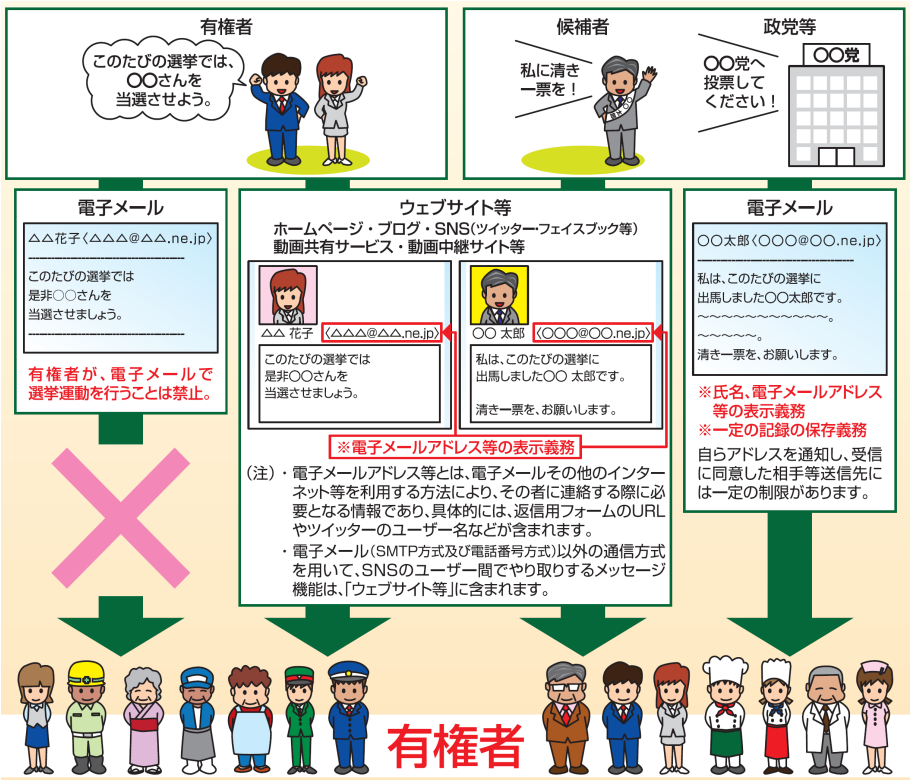

本改正後における選挙運動・政治活動の可否一覧

できること／できないこと		政党等	候補者	候補者・政党等以外の者
ウェブサイト等を用いた選挙運動	ホームページ、ブログ等	○	○	○
	ＳＮＳ（ﾌｪｲｽﾌﾞｯｸ、ﾂｲｯﾀｰ等）※1	○	○	○
	政策動画のネット配信	○	○	○
	政見放送のネット配信	△※2	△※2	△※2
電子メールを用いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
	選挙運動用ビラ・ポスターを添付した電子メールの送信	○	○	×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	△※3	△※3	×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布（証紙なし）		×	×	×
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動※4		○※5	○※5	○※5
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動以外の政治活動		○※6	○※6	○※6
有料インターネット広告	選挙運動用の広告	×	×	×
	選挙運動用ウェブサイトに直接リンクする広告	○	×	×
	挨拶を目的とする広告	×	×	×

※１　メッセージ機能を含む。
※２　著作隣接権者（放送事業者）の許諾があれば可。
※３　新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要。
※４　何ら当選目的がなく、単に特定の候補者の落選のみを図る活動。
※５　現行どおり、規制されない。ただし、新たに表示義務が課される。
※６　現行どおり、規制されない。

選挙運動とは，特定の選挙について，特定の候補者の当選を目的とし，投票を得又は得させるために，直接又は間接に有利な行為をいいます。

具体的には，こんなことができるようになります。

◆制度改正後も，次の点にご注意ください◆

インターネットを使って投票することは，できません。

インターネットを使用する場合も含め，選挙運動は，公示・告示日から選挙期日の前日までしかすることができません。

年齢満 18 歳未満の方は，インターネットの使用を含め，選挙運動はできません。

選挙運動用のホームページや，候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等，選挙運動用の文書図画を印刷して頒布してはいけません。

有権者は，候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送してはいけません。